

○ 相模原市教育委員会事務局交際費基準

支出区分	対 象	支出金額
慶 祝	記念式典、行事、祝賀会等に係る経費	原則として飲食を伴う場合のみ お祝金（5,000円以内）又は祝電費 (※1 相模原市教育委員会祝電対応基準による)
弔 慰	弔慰に係る経費	花環等（原則として20,000円以内）又は弔電費 (※2 相模原市教育委員会弔慰基準による)
会 費	飲食を伴う懇談会や各種総会等の出席に係る経費	会費・実費相当額（原則として5,000円以内）
そ の 他	上記に掲げるものの他、教育行政の運営上、教育長が特に必要と認める経費	社会通念上妥当な額

※1 相模原市教育委員会祝電対応基準

区 分	対 象
祝 電	1. 教育委員会に係る慶事等に関して、教育委員（教育長を含む）又は代理人が出席できない場合で、教育長が必要と認める場合 2. その他、教育長が特に必要と認める場合

※2 相模原市教育委員会弔慰基準

区 分	本 人	配 偶 者 実養父母 同居の子	区 分	本 人	配 偶 者 実養父母 同居の子
市民文化表彰受賞者 自治功労表彰受賞者	花環等 ・弔電	弔 電	公民館運営協議会委員	弔 電	—
市議会議員	花環等 ・弔電	弔 電	幼稚園設置者、 園長（市立は除く）	弔 電	—

元市議会議員	弔電	—	社会教育関係団体の長 (市が指導、育成している ものに限る)		弔電	—
公民館長	花環等 ・弔電	弔電	単位PTAの会長			
元公民館長	弔電	—	非常勤特別職職員(教育委 員会の職員に限る)		弔電	—
医師会、歯科医師会、 薬剤師会の役員	弔電	—	市 費 職 員	教育委員	弔辞・ 花環等	弔電
学 校 医 学 校 歯 科 医 学 校 薬 剤 師 学校保健課嘱託医	弔電	—		一般職	弔電	弔電
附属機関の委員 (教育委員会が所管する ものに限る)	弔電	弔電	県費職員		弔電	弔電

※上記の基準にあてはまらないものについては、その都度調整する。

○ 相模原市教育委員会学校交際費基準

支払区分	対 象	支出金額
香 典	児童・生徒への香典	5,000 円
	児童・生徒の父母への香典	
	学校に関係する団体の現職の役員への香典 (PTA役員、地区自治会連合会会長等で本人に限る。教職員 及びその家族は除く。)	
お見舞	学校管理下等における児童・生徒の事故へのお見舞	5,000 円
	児童・生徒の入院・通院を要する交通事故へのお見舞	
	児童・生徒の概ね1か月以上の欠席を要する疾病又は負傷へ のお見舞	
	児童・生徒の自宅の火災等の災害へのお見舞(1世帯につき1 件)	

会 費	校長又は教頭が地域団体主催の行事等に参画することに伴い、義務的に必要となる会費、負担金、分担金等の経費 (ただし、PTA関係に要する経費は除く)	必要な金額。 ただし、各校年間 15,000 円を限度とする。
-----	---	---------------------------------------